

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 公園施設
 - 第1節 動物園(第2条—第4条)
 - 第2節 遊戯施設(第5条—第6条)
 - 第3節 駐車場(第7条—第9条)
 - 第4節 売店及び食堂等(第10条—第17条)
- 第3章 削除
- 第4章 運営委員会(第19条)
- 第5章 雑則(第20条—第26条)
- 附則

第1章 総則
(趣旨)

第1条 この条例は、池田山自然公園の公園施設としての動物園、遊戯施設、駐車場等の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 公園施設

第1節 動物園
(名称及び位置)

第2条 動物園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
静岡市立日本平動物園	静岡市駿河区池田1767番地の6

(平16条例86・一部改正)

(開園時間)

第2条の2 静岡市立日本平動物園(以下「動物園」という。)の開園時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 前項に規定する開園時間のほか、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開園時間を設けることができる。

(平17条例92・追加、平20条例38・一部改正)

(休園日)

第2条の3 動物園の休園日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休園することができる。

- (1) 月曜日(当日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この号において「休日」という。)に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日)
- (2) 12月29日から翌年の1月1日までの日

(平17条例92・追加)

(入園料)

第3条 動物園に入園しようとする者は、別表第1に定める入園料を前納しなければならない。ただし、当該入園料の納付に当たり、市長が特別な理由があると認めるときは、別に納期限を定めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、入園料を無料とする。

- (1) 市内に居住する70歳以上の者
- (2) 市内に居住し、又は通学する小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者
- (3) 小学校の就学の始期に達していない者
- (4) 8月1日(休園日に当たるときは、その翌日)に入園した者

(平16条例47・平17条例92・平20条例38・平26条例81・平28条例87・一部改正)

(入園の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入園を拒否し、又は退園を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある者
- (2) 付添人又は引率者のない6歳未満の者
- (3) 管理者の指示に従わない者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、動物園の管理上支障があると認める者

第2節 遊戯施設

(遊戯施設の設置)

第5条 動物園内に遊戯施設を設ける。

(遊戯施設の供用時間)

第5条の2 遊戯施設の供用時間は、動物園の開園時間とする。

(平17条例92・追加)

(遊戯施設の使用料)

第6条 有料の遊戯施設を利用しようとする者は、別表第2に定める使用料を利用の際に納付しなければならない。
2 前項の規定にかかわらず、遊戯施設のうちオートチェアの利用について、市長が特に必要があると認めるときは、対象となる日時及び利用者を定め、当該オートチェアの利用に係る使用料を無料とすることができる。

(平20条例38・一部改正)

第3節 駐車場

(名称及び位置)

第7条 動物園内に設ける駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
静岡市立日本平動物園駐車場	静岡市駿河区池田1766番地の2

(平16条例86・一部改正)

(駐車場の供用時間)

第7条の2 静岡市立日本平動物園駐車場(以下「駐車場」という。)の供用時間は、動物園の開園時刻の15分前の時刻から閉園時刻の15分後の時刻までとする。

(平17条例92・追加)

(駐車場の使用料)

第8条 駐車場を利用しようとする者は、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。

(平17条例92・一部改正)

(駐車拒否)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車を拒否することができる。

- (1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (2) 他の自動車等の駐車に支障となる荷物及び動物を積載しているとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障があると認めるとき。

第4節 売店及び食堂等

(管理の申請)

第10条 動物園内において、売店又は食堂等の施設(附帯施設を含む。以下この節において「施設」という。)を管理しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(施設の管理の許可の条件)

第11条 市長は、管理上必要があると認めるときは、前条の許可をするに当たり、条件を付けることができる。

(申請書の記載事項)

第12条 第10条の規定により、市長の許可を受ける場合において、都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項に規定する申請書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 管理の目的
- (2) 管理の期間
- (3) 管理する施設
- (4) 管理の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示する事項

2 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 変更する事項
- (2) 変更する理由
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(平17条例41・一部改正)

(施設の管理の休止及び廃止)

第13条 施設の管理の許可を受けている者(以下この節において「利用者」という。)が、これを休止しようとするときは、その10日前までに届け出て、市長の承認を受けなければならない。

2 利用者が、施設の管理を廃止しようとするときは、その30日前までに、市長に届け出なければならない。

(施設の使用料)

第14条 利用者は、別表第4に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。

(利用権の譲渡等の禁止)

第15条 利用者は、その権利を他人に譲渡し、又は管理の許可を受けている施設を転貸し、若しくは他人に利用させてはならない。

(権利の承継)

第16条 相続又は法人の合併若しくは分割により利用者からその権利を承継する者は、これを証明する書類を添えて市長に申請し、その許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第17条 利用者は、施設の管理の期間が満了したとき、又は廃止したときは、原状に回復しなければならない。

第3章 削除

(平17条例92)

第18条 削除

(平17条例92)

第4章 運営委員会

(運営委員会の設置)

第19条 動物園、遊戯施設、駐車場及びその他の施設(以下「動物園等の施設」という。)を適正かつ円滑に運営するため、静岡市立日本平動物園運営委員会を置く。

(平17条例92・一部改正)

第5章 雑則

(入園料等の不還付)

第20条 既納の入園料及び使用料(以下この章において「入園料等」という。)は、還付しない。ただし、市の都合で利用できなくなったとき、又は市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(入園料等の減額又は免除)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入園料等を減額し、又は免除することができる。

(1) 国、地方公共団体又は公共的団体が公用又は公益のために利用する場合で、特別の理由があると認めるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、必要があると認めるとき。

(遊戯施設等の供用の休止等)

第22条 市長は、遊戯施設及び駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、これらの施設の全部又は一部の供用を休止し、又は制限することができる。

(禁止行為)

第23条 動物園等の施設内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 動物を殺傷し、又はこれに危害を加えること。

(2) 施設、備品、植物等を損傷し、又は滅失すること。

(3) 動物を連れ込むこと。

(4) 駐車場以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めておくこと。

(5) 立入禁止区域に立ち入ること。

(損害賠償の義務)

第24条 動物園等の施設を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(管理上必要な事項)

第25条 この条例に定めるもののほか、動物園等の施設の管理に関し必要な事項は、静岡市都市公園条例(平成15年静岡市条例第231号)の定めるところによる。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の静岡市立日本平動物園条例(昭和44年静岡市条例第14号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成16年3月25日条例第47号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月22日条例第86号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月15日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年9月28日条例第92号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月24日条例第57号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月21日条例第38号)
この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月22日条例第17号)
この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月23日条例第38号)
この条例は、平成24年6月1日から施行する。

附 則(平成25年3月8日条例第64号)
この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第81号)
(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正後の静岡市立日本平動物園条例別表第4の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成28年7月12日条例第87号)
この条例は、平成28年8月1日から施行する。

附 則(平成31年3月20日条例第77号)
(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正後の静岡市立日本平動物園条例(以下「新条例」という。)別表第1の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に入園料を納付した者(定期入園に係る入園料を納付した者を含む。)は、施行日以後に、当該納付した入園料により(定期入園に係る入園料を納付した者にあつては、当該入園料に相当する期間において)静岡市立日本平動物園に入園することができる。

3 新条例別表第4の規定は、管理の期間が施行日以後にわたる管理に係る使用料について適用し、施行日の前日までに管理の期間が満了する管理に係る使用料については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

4 新条例別表第4の規定に基づく静岡市立日本平動物園の管理の許可に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

別表第1(第3条関係)

(平26条例81・全改、平31条例77・一部改正)

入園料

	区分	単位	入園料
個人	一般	1回につき	620円
	小学生・中学生		150円
団体	一般	1人1回につき	500円
	小学生・中学生		120円
定期入園	一般	1年につき	2,510円
	小学生・中学生		610円

備考

1 「団体」とは、20人以上をいう。

2 「小学生・中学生」とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。

3 「一般」とは、小学生・中学生以外の者をいう。

別表第2(第6条関係)

(平18条例57・平23条例17・平25条例64・一部改正)

遊戯施設使用料

1 料金投入式のもの

単位	使用料
1回につき	100円

2 料金投入式以外のもの

区分	単位	使用料	
ローラースライダー	1人1回につき	12歳以上の者	200円

		6歳以上12歳未満の者	100円
		1歳以上6歳未満の者	無料
オートチェア	1人1回につき	12歳以上の者	100円
		6歳以上12歳未満の者	50円
		1歳以上6歳未満の者	無料
動物型メリーゴーラウンド	1人1回につき	5歳以上の者	300円
		1歳以上5歳未満の者	無料
軌道式型ウォーターアトラクション	1人1回につき	5歳以上の者	300円
		1歳以上5歳未満の者	無料
回数券(50円券22枚つづり)			1,000円

備考

- 1 小学校の児童及びこれに準ずる者がローラースライダー又はオートチェアを利用する場合にあつては、6歳以上12歳未満の者の区分とする。
- 2 小学校の就学の始期に達していない6歳の者がローラースライダー又はオートチェアを利用する場合にあつては、1歳以上6歳未満の者の区分とする。

別表第3(第8条関係)

(平24条例38・平26条例81・平31条例77・一部改正)

駐車場使用料

区分	単位	使用料	備考
大型自動車	1回につき	1,570円	マイクロバス及び大型特殊自動車を含む。
普通自動車	1回につき	620円	4輪の軽自動車及び小型特殊自動車を含む。

別表第4(第14条関係)

(平25条例64・平26条例81・平31条例77・一部改正)

公園施設を管理する場合の使用料

区分	単位	使用料
売店	1箇所1月につき	13,350円
食堂	1月につき	97,990円